

会 議 記 録

会議名称	令和元年度第2回 杉並区福祉有償運送運営協議会
日 時	令和2年1月28日（火）午前10時07分～午前11時01分
場 所	地下駐車場会議室
出席者	委員 河合、白井、樋口、堀川（代理：貴山）、山川（代理：野澤）、 堀越（代理：藤本） 区側 保健福祉部管理課職員 オブザーバー 杉並区外出支援相談センター職員
配布資料	資料1 登録更新団体資料 社会福祉法人 いたるセンター 資料2 料金改定資料 社会福祉法人 杉樹会
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議題 <ul style="list-style-type: none"> 1 福祉有償運送事業者 登録更新協議について （社会福祉法人 いたるセンター） <ul style="list-style-type: none"> ・事業者概要 資料1 ・補足説明・質疑応答 2 福祉有償運送事業者 料金改定案について （社会福祉法人 杉樹会） <ul style="list-style-type: none"> ・料金改定案 資料2 3 その他 ・閉会

- 副会長 皆様、お待たせいたしました。令和元年度第2回福祉有償運送運営協議会を開催したいと思います。
- 本日、会長が、海外に行かれているということで、副会長の私が本日は進行を務めさせていただきますと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
- それでは、まず、議事に入ります前に、事務局から、資料確認等をお願いいたします。
- 事務局 本日、障害者団体連合会の高橋様、居宅介護支援事業者せらび管理者の森永様、杉並交通株式会社 杉山様、全国自動車交通労働組合連合会の直井様、キャピタルオートの磯様からご欠席のご連絡をいただいております。定足数の6名は足りておりますので、今回は成立してございます。次に、資料の確認をさせていただきたいと思います。事前に登録更新の資料を、いたるセンター、料金改定案につきましては、杉樹会についてご送付させていただいております。本日、机上の配付につきましては、本日の次第と、杉樹会からの追加資料をお配りさせていただいております。よろしいでしょうか。
- 副会長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。本日は、議事としては2件ということですので、1件ずつの説明と審議をお願いいたします。では、まず1番目の福祉有償運送事業者の登録更新協議について、事務局から資料説明をお願いいたします。
- 事務局 では、資料1の団体要件確認表をご覧ください。団体の状態のご説明をさせていただいて、その後に資料の簡単な説明をしたいと思います。
- 団体名、社会福祉法人いたるセンター。所在地、代表者、記載の通りです。運送の対象は、12月20日現在、登録会員が565名。使用車両は、福祉車両が1台とセダン型車両が1台、計2台お持ちです。運転者は、登録運転員は4人、車に対する損害賠償措置は、上記の2台ともに、対人、対物ともに無制限のものに入っております。運送の対価としましては、3キロまでは300円、3キロから5キロ未満は600円、5キロ以上は900円という設定になっており、相乗りの場合は人数で割った料金を徴収しております。8番のその他の最後の部分に、今回新たに登録の有効期間を記載させていただいております。こちらが、平成29年10日から令和2年6月9日の3年間有効となっており、今回の更新の合意を得ましたら、その後、また3年間、更新期間が延びることになっております。では、添付資料のCをご覧ください。短期入所事業の車両運行規定ですが、こちらにクローバー、いたるさんの対象者の記載があり、第2条の部分は、短期入所事業をクローバーとの契約を完了された方で、単独で公共交通機関を利用できない方を対象としております。また、第3条、運行の範囲①をご覧ください。いたるさんは、事業所を発着地点とした、原則、杉並区内の通所施設・作業所または通学先とした運行の範囲は、そちらとなっております。
- 続きまして、資料Fをご覧ください。身体状況と態様ごとの会員数になります。この565名の内訳の記載がありますが、その他の部分の知的障害児は、231名との記載です。こちらは知的障害児や発達障害を含んだお子さんです。まだ手帳をお持ちでないお子さんが障害者施策課で発行している障害支援区分の認定を受け、その認定をもって、いたるさんで登録して、通所をしています。
- 続きまして、資料のG、自動車登録簿。こちらはいたるさんがお持ちの2台の車の簡単な説明になります。真ん中のあたりの欄の自動車保険の部分で、対人、対物、無制限のものに入っているということがわかるかと思えます。
- 続きまして、Hの資料をご確認ください。運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿となっており、いたるさんで運転をされている4名の方は、ともに第一種免許をお持ちです。すぎなみ地域大学、あと、運転者講習の修了証等をお持ちであることを事務局で確認しております。
- 続きましてIの資料です。こちらは、いたるさんが具体的にどちらの作業所に利用者さんを送っているかというのがわかる資料になります。3キロ未満で300円、5キロ未満で600円、5キロ以上で900円というのがわかる表になります。
- その後ろは、いたるさんの決算書や予算書がLの資料、Mの資料ですと、2年間の活動実績がわかる資料になっておりますので、ざっと目を通していただけたらと思います。

では、何かご質問がありましたら、直接、いたるセンターの方にお問い合わせいたします。

○副会長 では、いたるセンターさんで、何か資料について補足の説明がありましたらお問い合わせいたします。

○いたるセンター そうですね。先ほどのFの身体状況と態様ごとの会員数、その他の欄に関しましては、ご説明のとおり、通学先とか杉並区で発行されている障害者支援区分の方で短期入所の受給者証を持っている方を登録させていただいております。登録させていただいた方に対して運送をさせていただいております。

○副会長 ただいま資料説明がありましたけれども、何かご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 疑問ということではないんですけども、この実績のところ、30、31年度の実績というのが出ていますよね。29年度、30年度と増えてる。運送人員は変わりませんが、後のキロ数とか回数とかが増えているようですが、そういう傾向にあるのでしょうか。

○いたるセンター 2019年12月20日現在の登録会員数565名となっています。29年、30年度の登録会員数を見ていただくとわかりますが、年々増えています。運送回数も若干増える傾向にありました。

○委員 料金が300円と600円、900円という感じですけども、傾向としては近い方が多いんですか。

○いたるセンター 傾向として一番多いのは、3キロから5キロ未満の方が一番多いかとは思いますが。

○委員 はい。ありがとうございます。

○副会長 他にはいかがでしょうか。

○委員 2名相乗り、3名相乗りはある。相乗りの場合は、料金は2分の1、3分の1とあるんですが、それは同じ所に行くのでしょうか。

○いたるセンター そうですね。基本、同じところに。

○委員 片方の人が3キロで、片方の方は6キロで、通り道だからという場合とかですか。

○いたるセンター 多分通所、通学先だと、同じ所の時間がかぶってしまうので、ちょっと時間をずらして送迎させていただいて、同じ場所というところを基本形にやらせていただいております。ただ、杉並区さんがやっている、すぎのきさんとかけやきさんとか、300メートルとか200メートルぐらいしか変わらないので、その場所の人達は一緒にしています。

○委員 そうですか。その場合は、近いので、料金も同エリアの中でという。

○いたるセンター そうですね。歩いてお迎えできる場所なので。

○委員 わかりました。

○副会長 ありがとうございます。その他、どうぞ。

- 委員 Hのところ、4人の運転協力員の方がいらっしゃるということですが、地域大学の講座を受けていらっしゃるということでしょうか。
- 事務局 地域大学かは定かではなく、修了証は、きちんと写しをいただいております。
- 委員 ああ、そうですか。どこの修了証ですか。
- 事務局 みたかハンディキャブ2名、ケアセンター八王子、あとは、1人の方はすぎなみ地域大学です。
- 委員 ああ、そうですか。こちらの運転協力員の方は、今も私どもは地域型の福祉有償運送ですけども、ちゃんと研修を受けて修了証をもらわなきゃできないんですけども、こちらの施設の場合の協力員の方は、そういう決めとか、縛りとかはないのでしょうか。
- 事務局 施設のほうも、一種免許しか持っていないくて、福祉有償される場合は、国交省で定めている運転協力員の講座を受講しないとイケないことになっています。
- 委員 それで、今のような修了証があるということですね。
- 事務局 ええ。そうですね。
- 副会長 その他、いかがでしょうか。よろしいですか。
(なし)
- 副会長 それでは、1件目の案件につきましては、協議が調ったということで、合意するというところでよろしいでしょうか。
(了承)
- 副会長 ありがとうございます。それでは、続きまして、2件目の福祉有償運送事業者の料金改定案について、事務局から、資料の説明をお願いします。
- 事務局 資料2をご覧ください。改定案と現行の早見表と、もう一点が料金改定の詳細が記載されているものです。こちらの3枚目の料金表は、机上配付させていただいております「料金表改定申請について」という書類でご説明したいと思いますので、そちらをご覧ください。
杉樹会さんは、今回、消費税の値上げに伴いまして、1、初乗り料金の現行200円のところ、4月1日より210円にされて、2番、迎車回送料金は、現行300円のところを320円。3番、乗降介助料が、現在200円のところを220円。軽介助の料金が、現在30分/500円のところを15分/500円。5番の待機料が、30分/500円のところ、15分で250円。複数乗車の場合ということで、記載を新設されております。こちらを改定案ということで、協議会で協議していただきたいということになります。事務局からは以上です。
- 副会長 ありがとうございます。この料金改定について、杉樹会さんから、何か補足の説明などありますか。
- 杉樹会 時期が4月1日からとなりましたが、基本的には消費税改定に伴ってということで、秋のタイミングでは申請ができませんでしたので、申請をさせていただきました。今回、机上配付に1枚、追加で資料を出させていただきました。よろしく願いいたします。
- 副会長 ありがとうございます。それでは、この料金の改定について、委員の皆様から、ご意見、ご質問等、ありましたらお願いいたします。

- 委員 今回、複数乗車を新たに始められるということなんですけれども、こういったシーン、こういったご利用者さんを、どのような場所に送迎することで複数乗車を行いたいと、何かお考えのものがあればお願いします。
- 杉樹会 例えば透析ですとか、そういった治療に通院したいといった場合に、同じ所、あるいは同じ方角で、時間が集中する場合に対応ができればということです。基本的に実績はないんですけれども、設けておきたいということで想定しております。
- 委員 そうすると、何でもかんでも複数乗車にしてというより、どうしてもかぶってしまって、多分病院の時間が重なり、ピンポイントだけ足りない、人も車も足りないというのはよくお話として聞くので、その解決策として目的地と出発地が似ているようなところを、というところなんです。もし行うとして、利用者さんへの説明のタイミングは、どのようにお考えですか。
- 杉樹会 これまでもお問い合わせの中で、ほとんど同じ時間にご要望をいただいて、車が1台で両方対応できないといったような事例がありましたので、そういうご要望があったときに、複数乗車になってもよろしいですかというご説明をした上で対応します。事前にそういったアナウンスでお勧めをするということは、基本的には余り考えておりません。
- 委員 お断りしなければいけないときに代替のご提案で、事前に承諾を得られれば行うということですね。
- 杉樹会 はい、そうです。
- 委員 わかりました。その辺りのところご理解を先に得るようになっていただければと思います。そうすると、目的地は一緒になると思いますが、出発地はばらばらになりますよね。その場合の計算方法は、トータルの距離を折半するということになりますか。
- 杉樹会 いえ、その方の、本来かかる運賃となり、利用者ごとに計算をさせていただきます。
- 委員 わかりました。
- 副会長 今の点は、乗る方の走行距離に応じて2分の1ずついただくと。ただ、乗降介助については、それぞれの利用者から220円そのままということですね。
- 杉樹会 そうですね。
- 委員 もう一ついいですか。軽介助料ですけれども、30分/500円から15分/500円って、単純に倍になっているんですけれども、そうすると消費税の改定に合わせてとはちょっと趣旨が違うのかなと思います。別にだめと言っているわけではなくて、どういういきさつなのかを教えてください。
- 杉樹会 この場合の軽介助料というのは、私どもの場合、介護に近い、介助が必要な方が同乗する例を想定しております。現状では、そこまで実績はないんですけれども、やはり通院時の診療の同行ですとか、そのようなものが含まれるということもあります。ドライバーがいわゆる乗降の介助をするというよりも、介護が必要な状態というところで、実績としてそこまで長時間のものが余りないので、基本的には15分単位で考えたいということです。この点は、今回は消費税改定というよりも、そのタイミングに合わせて、この部分はかねてから30分ではなく15分で計算したほうがわかりやすいのではないかということもあり、今回、提案を一緒にさせていただいたということになります。

- 委員 30分刻みを15分刻みにするということですか。
- 杉樹会 はい。15分刻みというか、そうですね、基本的には15分で幾らという形に表現したほうがわかりやすいであろうということです。
- 委員 でも、同じ500円なので、もし30分かかったら、倍にはなってしまうけれども…
- 杉樹会 そうですね。長時間で、一日付き添いとか半日付き添いといったようなケースがある場合になります。現実としては、ほとんどございません。
- 委員 ただ、ある場合に、この500円/30分だと、実費で賄えていないんじゃないかといったところもあったということなんですか。
- 杉樹会 そうですね。ほとんど介護に近い方に対応できるものを乗せていかなければいけないので、その辺の人の手配が逆に難しいということもあります。
- 委員 なるほど。そうすると、同内容の、ほとんど介護のサービスをしたときの料金水準と比べて、現行が安いということになりますか。
- 杉樹会 基本的には、これでも、いわゆる介護の料金から見れば……
- 委員 まだ安い。
- 杉樹会 はい。大分安いとは思いますが。ただ、いわゆる介護としてではないので。
- 委員 わかりました。
- 委員 今の件ですけども、そうしますと、これに杉樹のメンバーの方がちょっと専門的な技術というか、そういうものを持ちながらの人がいらっしゃるのですか。
- 杉樹会 そうですね。はい。介護の職員ですとか、そういった一定の資格を持った職員が、運転者以外の者がもう一名乗っていくということです。
- 委員 以外の方が、ということですね。1時間だと2,000円という感じですよ。
- 杉樹会 そうですね。はい。
- 委員 ですね、そういうことで。これ、今おっしゃったように、普通でしたらば、15分刻みというのは、他の団体もそんな感じですから妥当だと思うんですけども、普通ですと、300円とかそういう感じかなと思うんですけども、今おっしゃったような理由で、つけるという、そういうお考えでなさっているんですね。
- 杉樹会 そうですね。介助者として乗る者は、基本的には介護福祉士等の資格を持った当法人の職員が同行するというので、現在は対応しておりますので。
- 委員 それを、軽介助料という形で。
- 杉樹会 そうですね。名目としては、軽介助という名称になっております。
- 委員 そうすると、ここの500円/15分で賄うコストというのは、それは、全部、人件費に回るというお考えですかね。

- 杉樹会 そうですね、基本的には。
- 副会長 他の団体さんの料金表も大体これくらいなんですか、軽介助の料金設定として。
- 委員 15分で大体250円見当。まあ、端数はありますけども。多分、今お聞きしていて、他の団体は、本当に福祉有償運送というところで限定された団体ですけれども、杉樹会さんの場合には、社福でそういう施設もお持ちですから、そういう中で、本当にきちんとした介助をする必要がある方が見込まれるということでこういうお考えなのかなと思いましたけど。
- 委員 そうすると、すみません、私も介護の知識が不勉強なもので教えてもらいたいですけれども、ここでいわゆる軽介助料といいますが、団体さんの施設の整備状況とか、あとは資格をお持ちの方とか、提供しているサービスとかで、この項目の内容って大分変わってくるという認識でよろしいんですかね。
- 杉樹会 そうですね。他の団体のことはもちろんわかりませんが、私どもの場合、例えば、食事をされるときの食事介助のために一緒に乗って欲しいとか、あるいは、行った先でトイレの介助をして欲しいとか、そういうご要望がある場合には、運転者では対応ができませんので、そのことができる者を乗せなければ、ご要望にお応えできないというところで、名称は軽介助としていますが、基本的には、介護、介助の一部の作業を想定して考えております。
- 副会長 そうすると、移動のサービスとはちょっと違う、プラスアルファみたいなものでしょうか。
- 杉樹会 そうですね。それが目的ではもちろんないんですが、トイレに行きたいというお話があったときに、そこがクリアできないと出かけられないということになると、外出もできないということもありますので。ご要望の可能性のある方とか、ご要望が明確にあった場合に、1名手配して一緒に乗るということです。要望があったときに応えられるように想定はさせていただいています。
- 委員 時間計算の仕方ですけれども、運送中の作業というわけではないので、そこが発生した段階から始まるということなんですかね。
- 杉樹会 いえ、基本的には、一緒に乗っていきます。
- 委員 ああ、そうか。一緒に乗るから、乗っている間も、出発してからというお話。
- 杉樹会 そうですね。はい。
- 白井副会長 出発してから目的地に着いて、その後、回るかもしれませんが、時間の計算はそこから終わるまで。
- 杉樹会 はい。例えば、片道一緒に1時間行くとか、帰りだけ、1時間かかるときに、お迎えだけであれば、そこのお迎えからの計算になるかと思います。
- 委員 つまり、運行中は、普通の方でしたらば、運転協力員が運転しながら見守るところですよ。
- 杉樹会 はい。そうですね。
- 委員 それを、この方の場合は、乗ったときから軽介助料が発生するということでしょ

うか。乗ってから、その方がおられる、介助員がおられるまで、乗ってからおられるまでが、ずっと料金として発生する。

- 杉樹会 はい。そうです。要は、運転者だけでは見守れないようなケース。
- 委員 そういうことをおっしゃっているんですね。今までも、何となくそういうケースはあったんですか。発生はしていないけども、必要だなと思うような。
- 杉樹会 はい。何例かは、今まであります。家族が同乗するとしても、家族だけではちょっと対応できないし心配なので、ちゃんとわかる人が乗って欲しいというご要望があった場合ですね。
- 委員 そうすると、この4番の軽介助料の適用の判断というのは、基本的には利用者さんからの依頼に応じて、そういう要望があればという、利用者さんからの発端で発生するかしないかというのが決まるという感じですね。
- 杉樹会 そうですね。こちらからお勧めするということは基本的にありません。
- 杉樹会 介護がわかる人が乗ってほしい、あるいは、介護をしてくれる人が一緒に行ってくれないかというご要望があった場合に限ってとなります。
- 副会長 私からも1点いいですか。例えば、食事とかトイレの介助といったようなものの、例えば介護報酬との比較をした場合に、この料金設定って、どうなんですか。
- 杉樹会 介護報酬の場合は、ヘルパーさんが同行して外出の介助をされると思いますが、基本的にはこの金額よりは高くなると思います。
- 副会長 高いんですか。
- 杉樹会 はい。もちろん、内容とか時間によるので、一概に言えませんが。ただ、基本的には、この金額ではないと思います。
- 副会長 時間単価にすると、2,000円という金額と介護の1時間の報酬単価で比較した場合、それでもやっぱり介護報酬のほうが高い設定なんですかね。
- 杉樹会 そうですね。
- 副会長 それよりは割安にしてあるという捉え方ですかね。
- 杉樹会 はい。
- 委員 現行の料金表には「院内・買物時の介助料」というのがありますが、今度のは、この軽介助料に全部含むという形になるんですか。
- 杉樹会 はい。そうですね。名称を軽介助料ということで……
- 委員 これ、現行ですよ。参考資料。
- 委員 後ろに現行があるんですよ。
- 杉樹会 この、「運転手以外に必要な場合」というところに当たりますかね。

- 委員 じゃあ、運転手以外で介助が必要で、かつ買い物の介助をした場合は、全部込み込み。
- 杉樹会 「運転手以外に必要な場合」です。基本的には、買い物ですとか院内でお世話するだけといった場合には運転者が対応しておりますので、運転者以外にもう一名同行があった場合という考え方で、分けて考えています。それが軽介助という形で、もう一名。
- 委員 そうしますと、この間の院内・買物時の介助料15分ごと500円というのは、現行ですね。これはどなたがしているんですか。運転手は……
- 杉樹会 基本的には、運転手だけが乗っている場合は、運転協力員、運転手が行っております。
- 委員 はい。それも、15分毎500円、なさっているわけですね。現行。
- 杉樹会 はい。
- 副会長 そうすると、この「院内・買物時の介助料」という、今の設定の料金というのは、今度はない形になるんですかね。
- 杉樹会 いえ、介助料そのものは残ります。
- 委員 乗降介助料というのがあるんですが、C、上でいうC、そうですね……
- 杉樹会 介助に必要なものが全て、この軽介助料というところにまとまって、介助者1人につき、この料金がかかるという説明ですね。今の料金表になると、そういった説明になります。
- 副会長 ということは、現行の院内・買物時の介助料というのは、これは運転手さんが対応する場合、15分毎500円になっていて、それ以外に介助者が必要な場合は、30分毎500円だったのを、今回は、両方とも軽介助料として、介助者1人につきというのは運転手さんも含めてという、そういう考え方だということですか。
- 杉樹会 そうですね。現在の料金表ですと、そのようになります。「介助者1人につき」という表現がちょっとあったほうがわかりやすかったかと思いますが、軽介助料のところは介助者1人につき15分毎で500円という設定になります。
- 副会長 はい。こちらに合わせたということでもいいですかね。
- 杉樹会 そうですね。はい。すみません。
- 委員 そうすると、今までの院内・買物時の介助料の運転手さんが単独で運送の合間に付き添い等で支援する場合の文言も残しておいたほうがいいのかなと。
- 委員 別物だという趣旨のお話を伺って。後ほどの資料の差しかえとかでもしご対応いただけるのならというお話でもいいのかなとは思っているんですけど。
- 委員 だから、「軽介助」という文言の中で、運転手さんがやれる軽介助と、それから介助者がついた場合が二つあって、でも、料金は、そういう意味では、15分500円というのは同じなんですよ。

○副会長 同じということですね。

○杉樹会 はい。同じにします。

○委員 同じに。まあ、合わせるということなので、確かにまとめられるとは思いますが、運転手の場合と介助者の場合で、介助者の場合だと追加になりますよということだと思うので。

○委員 ええ。そうですね。

○委員 おっしゃるとおり、そこを入れたほうがですね。

○副会長 そうですね。

○委員 あと、すみません。上のほうの1、2、3番の初乗りとか、迎車、乗降介助というところの改定案の、この計算の根拠というのが、これは割り返しての数字だとは思いますが、例えば、1番のほうは、もし消費税の転嫁だったとしたら、もし1番のほうは200円が210円で、3番のほうは200円が220円になるというのは、このあたりは何かあるのでしょうか。多分8%だったのを割り返して、それで今度1.10を掛けたという、そういう計算だと思うんですが。細かい点ですが、ちょっと納得がいかなかったものですから。

○杉樹会 そうですね。端数が出ないように計算はしたので、今細かい計算ができないんですが。

○副会長 この乗降介助というのは、運転手さんが……

○杉樹会 はい。乗り下りのときの、最初の乗り下りですね。はい。

○副会長 乗り下りの介助をするときの。ただ、委員からご指摘があったように、現行が200円というベースが同じだとすれば、確かに消費税分、もし改定するという考え方であれば、ベースになる金額が、もしかしたら別にあるのかもしれないんですけど。

○委員 単純に、計算した場合に、あるのかなと思いました。

○副会長 その算定根拠が明らかにならないということであれば、後ほどちょっと調べていただいて。

○杉樹会 はい。

○副会長 で、どうでしょうか、事務局から委員の皆さんに…。考え方をバックするということがよろしいですかね。

(了承)

○副会長 他にいかがですか。じゃあ、特になければ、一部、未確定の部分がありますけれども、基本的には消費税の増税に合わせて料金を改定するという考え方。あと、介助の部分については、今の現行の運転手さんが介助するのと合わせると。そうした身体介護が中心の介助が多いということから変更するものということで受けとめさせていただきます。一応、この場では協議調ったということで取り扱いはさせていただきます。内容については、事務局で精査させていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

○杉樹会 わかりました。

○副会長 以上、本日の議事ですが、その他に、事務局から何かありますか。

○事務局 第1回のこの協議会でも報告させていただきましたが、福祉送迎サービス・杉並のその後につきまして、12月末で事業廃止となっています。利用会員の移行等につきまして、杉並区外出支援相談センターの秋山さんから最終報告をお願いしたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○杉並区外出支援相談センター よろしくお願いたします。

前回、福祉有償運送協議会、10月24日に、経過はお知らせをしております。総会の後に会員さんとドライバーさんと、それから法人の所有車両をどのようにして、杉並の他の団体とか、他のサービスとかにつなげていくかというところが供給量の確保にとって大切な所でした。考える会というのを3回行っており、その後、11月20日と12月18日に開催しております。そして、1月15日に、福祉有償運送の団体の連絡会を行い、12月に活動を終了した後、その後の経過はどうかというあたりを私どもも一緒に見させていただいたという流れです。

そして、今、最終的な数字が出てきておりますので、ご報告をさせていただきます。前回ご報告したときに、4月17日の時点では222人の会員が何かの形で動かなければいけないという会員数でしたが、最終的には、年がかわるときの、1割ぐらいお亡くなりになれる方、施設に入られる方とかがおいでになるので、年明けてそのまま移行するという事はないんですね。団体の中で、移籍先を探さなきゃいけないという人が、今現在で195人が振り分けの対象になっております。この195名のうち、福祉有償運送に移籍をした方が138人。内訳では、車椅子乗車の方が67人で、セダンの方が71人です。138人以外の残りは57になりますけれども、そちらはまた、さらに昨年末にお亡くなりになられた方とか、施設に入られた方、それから民間のタクシー、今後は利用の目処がないとか、あるいはご家族が車を買われたとか、ご家族送迎で少しできそうだというようなことも含めて、57名の方は、この移籍の中には入ってこないという形になりました。振り分けのときには、利用頻度の高い方たちを中心に行い、その後、車とドライバーの方が移籍しないと、他の団体に行っても、供給量が維持できませんので、その供給量の確保が確定した段階で、会員さんと車、そしてお体の状況というのをマッチングしながら、移籍を進めていったところなんです。法人車両は、解散の時点で5台、そのうちの4台が、福祉有償の法人、あるいはそこに持ち込み車両としてドライバーが個人で買って、持ち込み活動を続けるというような形で4台は当てががついております。あと1台については、福祉送迎サービス・杉並会員の中で、お知り合いの中で、調整をどこか行き先が決まるのではないかとされています。

それから、運行員は、15名の方が活動をされていますが、その後、お年が上がり、これを機にというような方とか、ご家族の介護が始まってしまった方とかというのもおいでになりましたので、15人のうち10名の方が他の団体に移籍をしました。

各団体の受入状況としましては、138人の福祉有償に移った中で、一番多いのが一期の会さん、45名。おでかけサービス杉並さんが44名。杉並移送サービスが31名。ポプラの会さんが9名。杉樹会さんが7名。アンサンブルさんが2名です。利用会員が動いておりますけど、それなりの体制が整えられましたので、多いところでは、ドライバーさんの持ち込み車両と今まで依頼していた方がそのまま、固まりで動くというような形でした。

12月が終わり心配してございましたけれども、皆さんすごく頑張ってやり切ってくださいまして、もび～るは、それで困ったとか、クレームが出ているとかという状況は一切ありません。今までの団体とルールが違うということで混乱はもちろんあるとは思いますが、それは一過的なもので落ちつくと思われまます。今年1年、大きなことではありましたが、落ちつきを取り戻したというところで、ほっとしております。ご報告は以上になります。

- 副会長 ありがとうございました。
福祉送迎サービス・杉並、12月で事業をおやめになったと。
- 杉並区外出支援相談センター そうです。はい。運行は終わってます。あとは残務処理で、3月いっぱいまでで、法人も閉じられます。
- 副会長 そうですか。今ご報告ありましたが、運転手の方は、15名のうち5名の方は、もうおやめになられたということなんですかね。
- 杉並区外出支援相談センター そうですね。活動はちょっとできないということとか…お年も上がられている方も中においででしたので、これを機にということもあったと思います。
- 副会長 そうですか。丁寧にご対応いただいたと思うので。57の方が、家族の送迎とか、お亡くなりになられた方も中にはいらっしゃるというふうなお話でしたけど。
- 杉並区外出支援相談センター ご家族だけではなくて、もう利用されないとか。お返事が無いということは何か手段があるのかしらとか、全てが家族の送迎ではないですね。
- 副会長 お返事のない方も含まれているんですか。
- 杉並区外出支援相談センター はい、入っております。民間タクシー利用がない。返事が無い方も25名ほどはおいでですし。利用はこれからはないとお返事になられた方も21名おいでですし、その中で一部の方は家族の送迎でというふうに、車を買われたというふうに聞いた例もございます。
- 副会長 そうですか。じゃあ、その25名の方がどういうふうな状況になっているかはつかめないということですね。
- 杉並区外出支援相談センター そうですね。はい。3月まで福祉送迎さんも電話をあげて、何かちょっと使いたいんだけどというお話があったときに、自分たちは閉めてしまったけれどももび〜るに相談するようになるとか、そういうふうなご案内はしますというふうにおっしゃっていましたので、この後何か問い合わせがあっても、フォローできる範囲かなと思っております。
- 副会長 はい。ありがとうございます。ただいまのご説明、ご報告に対して、何か他の委員の方からもありますか。団体数の傾向というのはどうなっているんですか。
- 事務局 杉並だけは、他の区に比べれば少し増えてはいます。ただ、今回、1団体、代表の方がお亡くなりになってということになってはいますけども、他の区に比べれば、団体数は、まあ、割と多いとは思いますが。
- 副会長 維持できているということなのかな。
- 事務局 ええ。ただ、やはり課題は、皆さん高齢化していらっしゃいますし、運転する方も高齢化していらっしゃいます。あとは、退職されて運転協力員に登録していただく方も以前ほどは集まらなくなってきている傾向はあります。
- 副会長 後継者と、あと、担い手をいかに確保していくかと。いろんな場面においてそうなっているんですね。じゃあ、ただいまのご報告の内容についてはよろしいですかね。
(了承)
- 副会長 はい。それ以外に、事務局で何かありますか。

- 事務局 はい。来年度の予定ですが、更新団体が1団体ございます。協議会をやはりこの時期ぐらいに行いたいというふうに思っておりますので、その節はまたどうぞよろしくお願いいたしますと思います。
- 副会長 また1年後というところですが、どうぞよろしくお願いいたします。では、以上で第2回の福祉有償運送運営協議会を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。

令和2年1月28日
区役所 地下駐車場会議室

令和元年度 第2回 杉並区福祉有償運送運営協議会次第

[開 会]

[議 題]

- 1 福祉有償運送事業者 登録更新協議について（社会福祉法人 いたるセンター）
 - ・事業者概要 資料1（事務局）
 - ・補足説明・質疑応答
- 2 福祉有償運送事業者 料金改定案について（社会福祉法人 杉樹会）
 - ・料金改定案 資料2
- 3 その他

[資 料]

- ・資料1 登録更新団体資料
社会福祉法人 いたるセンター
- ・資料2 料金改定資料
社会福祉法人 杉樹会

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表（更新）

No.	項目	団体の状態	添付資料	備考
1	団体名	社会福祉法人 いたるセンター	A 自家用有償旅客運送の更新登録の申請（様式第2-2号）	運送の区域 発着のいずれかは杉並区内
	所在地	東京都杉並区天沼1-15-18	B 定款 役員名簿 C 車両運行規定 D 登記事項証明	
	代表者	理事長 谷山 哲浩	E 宣誓書（様式第3号） （欠格事由に該当しない旨を証する書類）	
2	運送の対象	登録会員 565人 （令和元年12月20日現在）	F 旅客の名簿（参考様式イ号） 身体状況・態様ごとの会員数	
3	福祉車両	1 台	G 自動車登録簿	・車検証（写） （事務局確認済）
	セダン型車両	1 台		
4	運転協力員数	4 人	H（様式第4号） 運転者就任承諾書兼 就任予定運転者名簿	・免許証（写） ・運転者講習修了証（写） （事務局確認済）
	普通第二種免許所持者数	0 人		
5	損害賠償措置	对人：無制限 対物：無制限		・任意保険証（写） （事務局確認済）
6	運送の対価	【利用者負担額】 ※3kmまでは300円、3kmから5km未満は600円、5km以上は900円。 ※2名相乗りの場合は、利用料金の1/2、3名相乗りの場合は利用料金の1/3。	I 料金表	
7	責任者	J（様式第5号） 運行管理の責任者 就任承諾書		
	体制	K（様式第6号） 運行管理の体制等を記載した書類		
8	収支状況	L 前年度決算書・現年度予算書		
	活動実績	M 活動実績報告書		
	車両の表示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を表示する。		
	自動車内の掲示	・運転者の写真をはり付けた運転者証（参考様式第八号）、料金に関する事項を旅客がみやすいよう自動車内に掲示する。 ・登録証の写しを自動車内に常備する。		
	現在の登録有効期間	平成29年6月10日から令和2年6月9日まで		

*団体要件確認表及び添付資料は団体に帰属するものですので、協議後に回収させていただきます。
取扱いには、十分ご注意ください。

料金表

団体名 サポートさんじゅ

1. 距離制運賃(乗車から降車まで)

初乗料金	1kmまで210円
加算料金	1km以降、1km毎に170円加算

2. その他料金

迎車回送料金	320円
乗降介助料	220円
軽介助料	500円/15分(介助者1人につき)
待機料	250円/15分
キャンセル料	650円(前日受付時間終了後から発生)

3. 複数乗車(2名)の場合

運賃	利用者ごとの走行距離(単独利用の場合のルート)に応じた料金の1/2の金額
迎車回送料金	それぞれの利用者から160円(320円/利用人数)
乗降介助料金	それぞれの利用者から220円

(参考) 運賃比較表

(円)

実走行距離	実走行料金
～ 1km	210
～ 2km	380
～ 3km	550
～ 4km	720
～ 5km	890
～ 6km	1,060
～ 7km	1,230
～ 8km	1,400
～ 9km	1,570
～ 10km	1,740
～ 11km	1,910
～ 12km	2,080
～ 13km	2,250
～ 14km	2,420
～ 15km	2,590

(円)

タクシー料金 R1.10.1～	タクシー料金 の1/2
420	210
745	373
1,089	544
1,432	716
1,776	888
2,119	1,059
2,462	1,231
2,806	1,403
3,149	1,574
3,492	1,746
3,836	1,918
4,179	2,089
4,522	2,261
4,866	2,433
5,209	2,605